

# 令和8年度(2026年度)熊本市奨学生【貸与型】募集案内

熊本市では、社会に貢献しうる人材を育成することを目的に、経済的理由により就学が困難な方を対象にした貸与型の奨学金制度を設けています。

この奨学金の貸付を受ける「奨学生」については、貸付を希望する方の中から選考をして決定します。

なお、貸付を受けた奨学金には、返還の義務が生じます。詳しくは本案内の「9 返還の義務」をご覧ください。

## 1 貸付対象者

奨学金の貸付対象者は、次の各項に掲げる要件をすべて満たす方とします。

- (1) 熊本市内に居住する方の被扶養者であること。
- (2) 学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校(高等課程及び専門課程)(以下「学校等」という。)に在学していること(学年は問いません。)
- (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- (4) 国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金(貸付けによるものに限る。)又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。

## 2 貸付区分及び貸付月額

区 分		種 別	貸付月額	左の貸付月額に申請時の 申出により加算される額	
				自宅外通学生 加 算 額 (※大学等に限る)	第1学年の 初回加算額 (※1年生に限る)
高 校 等	高 等 学 校	国・公立	①18,000円 ② 9,000円	—	50,000円
	高 等 専 門 学 校 専 修 学 校 ( 高 等 課 程 )	私 立	①30,000円 ②15,000円		100,000円
大 学 等	大 学	国・公立	①42,000円 ②21,000円	6,000円	150,000円
	短 期 大 学 専 修 学 校 ( 専 門 課 程 )	私 立	①51,000円 ②25,500円	10,000円	200,000円

※貸付月額の②を希望される場合は、申請書の「※減額」欄の「希望する」に○をご記入ください。

### 3 貸付期間

令和8年(2026年)4月から、在学する学校等の正規の修業期間の最終月(終期)までとします。

### 4 申請の手続き

#### (1) 提出する書類

- ① 熊本市奨学金貸付申請書(様式第1号)
- ② 生計を一にする世帯員全員の住民票
- ③ 生計を一にする世帯員全員(令和7年度(2025年度)に義務教育就学前及び就学中であった児童・生徒を除く。)の源泉徴収票や確定申告書の控えなどの前年(令和7年1月～令和7年12月まで)の所得がわかる書類
- ④ その他必要な書類(該当者のみ)
  - ア 扶養者が賃貸住宅に居住している場合は、契約書のコピーなど、家賃(共益費等除いた額)・賃貸人・賃借人・その他契約内容がわかるものを提出してください。
  - イ 家族に障がいがある方(申請者を含む。)がいる場合は、障害者手帳、療育手帳、あるいは障害基礎年金証書のコピーなど、障害名及び障害等級がわかるものを提出してください。

#### ※世帯全員の所得の目安

世帯員数	3人	4人	5人
所得額(概算)	351万円	400万円	446万円

基準額は、世帯員の年齢、家族構成によって異なるため、上記目安金額を超える場合であっても、基準に該当する場合があります。

#### (2) 申請方法

- ① 在学する学校等で取りまとめをされる場合は、学校等を経由して熊本市教育委員会学務支援課へ提出してください。
- ② 上記以外の方は、直接、熊本市教育委員会学務支援課へ提出してください。郵送(簡易書留)可。

(提出先) 熊本市教育委員会学務支援課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 SPring熊本花畑町5階 TEL:096-328-2716
---

### 5 申請締切期日

- (1) 学校等を経由して申請する場合 学校等が指示する日
- (2) 熊本市教育委員会へ直接申請する場合 令和8年(2026年)4月30日(木)  
郵送の場合当日消印有効(簡易書留で郵送してください。)

### 6 選考

申請書等を審査のうえ、定数の範囲内で奨学生を決定します。

### 7 採用決定の通知時期と方法

- (1) 採用決定の通知時期は、6月上旬の予定です。

- (2) 採用決定の可否は、奨学生決定通知書(様式第2号)により本人宛に通知します。  
直接、熊本市教育委員会への問い合わせはご遠慮ください。

## 8 採用後の手続き

- (1) 採用が決定された場合は、奨学生決定通知書(様式第2号)と一緒に誓約書(様式第3号)などを送付しますので、指定された期日までに熊本市教育委員会へ提出してください。正当な理由なく期日までに提出がないときは、採用を取り消す場合もあります。

なお、誓約書には2人の連帯保証人(1人は扶養者、もう1人は原則、熊本市内に居住する別生計の成年者)の署名、捺印が必要です。

- (2) 奨学金の貸付けは口座振替により行いますので、熊本市指定金融機関又は収納代理金融機関に奨学生名義の口座を設け(既設の口座でも可)、口座振替依頼書を提出してください。
- (3) 奨学金の貸付けは毎月当月分を交付しますが、初回分(4月～6月分)については、6月下旬に交付する予定です。
- (4) 採用が決定された方で、他の奨学金等を併願している方については、その奨学金等を受けるかどうかが判明するまで、熊本市奨学金の貸付けを留保します。

他の奨学金等を受けることが決定した方は、速やかに、奨学金辞退届(様式第8号)を提出してください。

## 9 返還の義務

熊本市奨学金は貸付金であり、その返還金は次の奨学生への貸与に充てる大切な資金となりますので、貸付け終了後は、規則に従って下記の期間内に必ず返還しなければなりません。

返還が遅れるなど、その義務が果たされていないと判断される場合には、法的措置を含む対応を行うことがあります。将来の返還に備え、十分な計画を立てた上で、お申し込みください。

なお、奨学金は無利子です。(※滞納の状況によっては遅延損害金が発生することがあります。)

区 分		返還期間
高 等 学 校 専修学校(高等課程)	国・公立	9年
	私 立	12年
高 等 専 門 学 校	国・公立	13年
	私 立	14年
大 学	国・公立	14年
	私 立	15年
短 期 大 学 専修学校(専門課程)	国・公立	12年
	私 立	11年

- (1) 返還方法は、年賦、半年賦又は月賦の3種類から選択できます。また払込方法は、原則として口座引落としとなります。

- (2) 返還は、卒業等による貸付け終了後6ヶ月の猶予期間をおいて始まります。

ア 年賦の場合は毎年12月末日

イ 半年賦の場合は毎年6月末日と12月末日

ウ 月賦の場合は毎月末日

※ア～ウ以外の場合は、条例及び規則によります。

(3) 奨学生であった者が、大学等の教育施設に進学したとき、あるいは病気その他特別の事情により奨学金の返還が困難なときは、本人等の申請により、その状況を審査のうえ一定期間返還を猶予することができます。

正当な理由なく奨学金の返還を怠ったときは、割賦返還の利益を失い一括返還しなければならないこともあります。

また、貸付けを受けた本人が返還しない場合は、連帯保証人に対して返還の請求をします。

○ 熊本市奨学金貸付申請書（様式第1号）の記入上の注意

申請書は、奨学生の選考にあたって大切な資料ですから、記入上の注意及び記入例をよく読んで、申請時点での事実を、よくわかるように記入してください。

記載すべきことが記入されていないものや記載内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合は、採用後においても採用取り消しになることがありますので、正確に記入してください。

(1) 「本人」欄の氏名には、必ず“フリガナ”をつけてください。住所は、市区町村名地番、団地又はアパートの棟号・室番まで省略せずに記入してください。「電話番号」は日常的に連絡可能な番号を記入してください。また、携帯電話をお持ちの方は、両方の番号を記入してください。

(2) 「生計を一にする家族の状況」欄の家族には、本人との同居・別居を問わず生計を共にする世帯員全員(本人を含む。)について記入してください。

ア 「本人との関係」欄は、申請者本人から見た関係(例えば、申請者の父、母、兄、妹、祖父など)を記入してください。

イ 「年齢」欄は、令和8年(2026年)4月1日現在で記入してください。

ウ 「学校名・学年・障害名等」欄は、障がいのある方がいる場合は障害名と障害等級などを、お勤めの方がいる場合は勤務先を記入してください。

エ 「前年分収入金額」欄は、記入する必要はありません。

オ 「前年分所得金額」欄は、源泉徴収票や確定申告書の控えなどに記載されている令和7年分(2025年分)(令和7年1月～令和7年12月まで)の所得金額を記入してください。

(3) 申請書裏面の「本人、扶養者及び親権者」欄は、必ずその方が自署してください。



市電:熊本城・市役所前駅

熊本市教育委員会学務支援課

【問い合わせ先】

熊本市教育委員会 学務支援課

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

SPring熊本花畑町5階

TEL 096-328-2716